

一般社団法人かけはし 給与水準規程

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人が運営する事業に従事する職員の給与水準について必要な事項を定める。

第2条（給与の原則）

職員の給与は、次の要素を総合的に勘案して決定する。

- (1) 業務内容および責任の程度
- (2) 勤務時間および勤務日数
- (3) 経験および資格
- (4) 事業の財源状況（助成金・委託費等）

第3条（非常勤職員）

非常勤職員の給与は、時給制とし、

時給：最低賃金～1,550円を標準水準とする。

第4条（常勤職員の給与水準）

常勤職員の給与は、以下の算定方法により決定する。

1. 想定勤務時間（月128時間：8h*16日～160時間：8h*20日）
2. 非常勤職員の標準時給（最低賃金～1,550円）
3. 上記を基礎とし、責任加算を含め月額換算する

第5条（決定および変更）

給与額の決定および変更は、理事会（または代表）の承認をもって行う。

以上